

会 議 記 録

会議名 建設常任委員会

開催日 令和6年12月12日(木) 開会 午前10時00分

閉会 午前10時58分

出席者	委 員	委員長	大 浦 兼 政		
		市 村 隆	大 谷 好 一	坂 東 一 敏	
		福 田 裕 司	中 島 克 訓	関 口 孫一郎	
	議 長	梅 澤 米 満			
	傍 聴 者	小太刀 孝 之	森 戸 雅 孝	小 平 啓 佑	
		針 谷 育 造	内 海 まさかず	小久保 かおる	
		青 木 一 男	松 本 喜 一	針 谷 正 夫	
		氏 家 晃	福 富 善 明	大阿久 岩 人	
		白 石 幹 男			

事務局職員	事務局長	森 下 義 浩	議事課長	野 中 繭実子
	課長補佐	佐 藤 優	主 査	小 林 康 訓

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

都 市 建 設 部 長	橋 本 真 一
都 市 建 設 部 技 監	深 津 悟
道 路 河 川 整 備 課 長	増 山 輝 之
道 路 河 川 整 備 課 長 治 水 対 策 室 長	後 藤 春 美
道 路 河 川 維 持 課 長	阿 部 幸 治
市 街 地 整 備 課 長	安 彦 利 英
公 園 緑 地 課 長	瀬 下 敏 行
建 築 住 宅 課 長	田 村 浩 一

令和6年第4回栃木市議会定例会

建設常任委員会議事日程

令和6年12月12日 午前10時開議 全員協議会室

- 日程第1 議案第104号 工事請負契約の変更について（平井川排水施設整備工事）
- 日程第2 議案第105号 財産の取得について（清水川調節池整備事業用地）
- 日程第3 議案第113号 指定管理者の指定について（大平運動公園）
- 日程第4 議案第 97号 令和6年度栃木市一般会計補正予算（第7号）（所管関係部分）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（大浦兼政君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから建設常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎諸報告

○委員長（大浦兼政君） 当常任委員会に付託されました案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（大浦兼政君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第104号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（大浦兼政君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第104号 工事請負契約の変更について（平井川排水施設整備工事）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） おはようございます。治水対策室の後藤でございます。今日はよろしくお願いいたします。

ただいま上程いただきました議案第104号 工事請負契約の変更につきまして、議案書及び議案説明書に基づきご説明申し上げます。

初めに、議案説明書で説明させていただきますので、恐れ入りますが、10ページをお開きください。提案理由でございますが、令和5年第5回栃木市議会定例会におきまして、議案第106号といたしまして議決を経た平井川排水施設整備工事請負契約（藤田エンジ・トリタ特定建設工事共同企業体）の内容の一部に変更が生じるので、議会の議決を求めるものでございます。

変更の概要でございますが、契約金4億1,281万9,000円を4億2,079万4,000円に変更するというものでございます。参照条文につきましては、省略させていただきます。

それでは、議案書の8ページを御覧ください。議案第104号 工事請負契約の変更につきまして、令和5年第5回栃木市議会定例会において、議案第106号としまして議決を経た平井川排水施設整備工事請負契約を次のとおり変更することにつきまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

変更の理由といたしましては、当初設計におきまして、山から流れてきます水のボリュームの判断が難しく、当初設計におきまして省いていた仮設水路の設置及び撤去を協議に基づき実施しましたことから、仮設に伴う必要なもろもろの量の増嵩と整備施設のレイアウト等の修正に合わせまして、各種数量の増減を要したことによりまして、請負金額を増額するものでございます。

以上で議案第104号 工事請負契約の変更につきまして説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（大浦兼政君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありますか。

大谷委員。

○委員（大谷好一君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

ただいまご説明いただきましたが、工事概要を見させていただきますと、変更になっているのは、仮設水路なしが一式に変わっているぐらいなのですね、大きく変わっているのは、仮設水路の詳細について教えてください。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 仮設水路の詳細につきましてでございますが、現在あります水路の脇に、幅が2.2メートルから2.5メートル、そして深さが1.5メートル、こちらを土留めをもちまして水路として整備するものでございます。

以上でございます。

○委員長（大浦兼政君） 大谷委員。

○委員（大谷好一君） 了解いたしました。

金額的な話なのですが、変更額が900万円ぐらいになっているのですが、水路の占める割合、どのぐらいになっていますでしょうか。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 今回の変更の内容といたしましては、水路とアスファルト舗装、そして立入防護柵というものでございまして、おおむね8割から9割のボリュームということになります。よろしくお願いいたします。

○委員長（大浦兼政君） 大谷委員、大丈夫ですか。

○委員（大谷好一君） はい。

○委員長（大浦兼政君） ほかにございますか。

市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） すみません。もうちょっと議案説明書の12ページ、13ページに絵があると思うのですが、これでもうちょっと、どの位置なのかというのをお示しいただけますか。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） まず、アスファルト舗装の変更についてでございます。この平面図にあります上の三角のところ、こちらにつきましては乗り入れ部分のところのすりつけの工事といたしまして、変更前が556平米のものを594平米に舗装を増やしたものです。また、それに合わせまして、周辺の立入防護柵、変更前が112.8メートルのものを112.5メートル、30センチ減ったというものでございます。

次のページの仮設水路につきましては、こちらの左側の水路が現況の水路でございまして、こちらの山水の量がちょっとどのくらい流れてくるか分からなかったというものでございまして、それに合わせまして仮設の水路ということで、こちらの2か所の曲がりになっているものについて幅が2,200から2,500、深さが約1.5メートルの水路を設置しました。そして、こちらの中央には重機を渡すものとしていたしまして、こちらを土留めをいたしまして、こちらの上を平板、鉄板を3枚並べたというものでございます。

以上でございます。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） まず、そのアスファルトの、これは当初は見えていなかったということですか。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） こちらについては、フォーメーションが定かではなかったのですが、最初はすりつけなくても大丈夫かなとは思ったところもあったのですが、実際現況を確認しますと、この30平米が必要になってきたということが分かったものですから、改めて増嵩したものでございます。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） その仮設水路についても、もともとは見ていなかったということですか。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 先ほど説明させていただきましたとおり、実際台風時期になりますと、どれぐらいの水が出てくるのか、山水から水路というのが、ちょっとうちのほうでは想定ができていないもので、実際これ以上のものを設置する必要があるのか、これ以下のものでも大丈夫なのか、その辺につきましてが定かではなかったものですから、改めて契約におきまして、この水路幅と深さを協議により決めまして設置をしたというものでございます。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） すみません。もともとなかったところにこれを追加したという意味です

か。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 当初の計画ではあったのですが、実際どのくらいのものを設置していいものかというのが判断が、協議の上、当初から決めるということで進めていたものですから、当初は設計には入れておきませんでした。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長、もう一度お願いします。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 仮設水路は、計画はありました。実際ボリューム的なものが、どのくらいのものが必要になってくるかというのが判断ができなかったものですから、改めて契約後におきまして、請負業者と協議の上、設置いたしました。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） すみません。ちょっと細かいことで恐縮なのですが、確かに昨今の集中豪雨というか、瞬間的に降る雨量ってなかなか判断しにくくて、特に山から落ちてくる水というのは確におっしゃるとおりなのですが、設計の段階でもともと見ていなくて、請け負った業者と相談して決めるという、その手順が、それにちょっと違和感を感じるのですけれども。例えば1メートル幅の仮設水路を造っておいて、それが足りないから2,500にしたというのならまだ理屈は通るのですが、もともとそういう設計の仕方をするのでしょうか、お尋ねします。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 今、委員がおっしゃられましたとおり、やっぱり最初から1メートルというふうなもので考えることができれば、それが一番望ましいかと思ったところなのですが、実際こちらの現場につきましては、用地の面積とか幅とか、その施工方法等も改めて協議したこともあったものですから、この水路の形状、位置的なものについても改めて、それも含めて協議したということがあったものですから、今回そういった契約後において、協議において設置しなくてはならないというふうなことになった次第でございます。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長、どうぞ。

○副委員長（市村 隆君） 当然設計の段階で、設計業者とのそういった懸念に関する協議というのは出たわけですね。その上で、これはこの段階では分からないからということで施工業者と決める。ただ、実際にそれは、ちょっと揚げ足取るようで申し訳ないのですが、雨が降ってみて、実際にそれが流れ込んでみないと分からないというところもあろうかと思うのですが、それを単なる施工業者との話で決めたというのもちよっとどうなのかなと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 先ほどお話しさせていただきましたとおり、やっぱり当初に1メートルでも1メートル50でも幅を決めて設置して、それが足りないようであれば変更し

てというのがやっぱり、今思えばそうすべきことも考えるべきだったなと思うところでございますが、今回、先ほど申し上げましたとおり、面積、この敷地内の面積と施工の方法、手段とかにおきまして、やっぱり今回うちのほうでやるのには、当初は抜いたというところでございます。

○委員長（大浦兼政君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第104号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第104号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第105号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（大浦兼政君） 次に、日程第2、議案第105号 財産の取得について（清水川調節池整備事業用地）を議題といたします。

当局からの説明を求めます。

後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 治水対策室、後藤でございます。引き続きよろしくお願いたします。

ただいま上程いただきました議案第105号 財産の取得についてでございますが、議案書及び議案説明書に基づきご説明申し上げます。議案書は9ページ、議案説明書は14ページから16ページであります。

初めに、議案説明書で説明させていただきますので、恐れ入りますが、14ページをお開きください。議案第105号 財産の取得についてであります。提案理由であります。清水川調節池整備事業用地としまして、栃木市箱森町地内の土地を取得することにつきまして、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決をいただきたいというものでございます。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、15ページの不動産の調書といたしまして、所在地、栃木市箱森町字ヘタ松、地目は田及び雑種地、筆数は14筆、地積は1万2,030平方メートルであります。次に、16ページが位置図となっております。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、9ページを御覧ください。財産の取得についてであります。次により財産の取得をすることについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定によりまして、議会の議決をいただきたいというものでございます。

1、財産の表示につきましては、種別は土地、所在地、栃木市箱森町字ヘタ松ほか、地目は田及び雑種地、筆数は14筆、地積は1万2,030平方メートルであります。

2、契約の方法につきましては、随意契約による買入れであります。

3、取得予定価格につきましては、1億675万3,092円であります。

以上で議案第105号 財産の取得につきまして説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（大浦兼政君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

福田委員。

○委員（福田裕司君） 説明ありがとうございます。まず、平米単価についてお聞きしたいと思えます。この数字を見れば、取得予定価格を面積で割れば出るのだと思うのですけれども、教えてください。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 土地評価の平米当たりの単価は、地目が田で7,500円から1万100円、雑種地で8,620円。こちらは令和6年4月を基準にして算定しているところでございます。

○委員長（大浦兼政君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 今お答えいただいたのですけれども、ということは価格の妥当性についてのご見解を伺いたいと思います。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） こちらにつきましては、近傍類地の取引価格を基準といたしまして、当該地の標準地価格を決めまして、不動産鑑定士により土地の形成上の諸要素を総合的に比較、考慮した評価をいたしまして、それぞれの土地の価格を算定したというものでございます。

○委員長（大浦兼政君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 妥当性というか、適正であるという判断でよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） 中島委員。

○委員（中島克訓君） ご苦労さまでございます。清水川の調整池の整備ということで、最終的には雨水をためておくところかなと思うのですけれども、それでよろしいのか。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 調節池と調整池というのがありまして、今、委員がおっしゃいましたのは調整池、水をためるものが調整池といいまして、調節池というのは川から流れて、川へ隣接して水を一旦、川の水をためて、それを少しずつ、ピークをカットして、一度に下流側に流れないような構造が調節池といいまして、今回整備しておりますのは調節池を現在整備しているものでございます。

○委員長（大浦兼政君） 中島委員。

○委員（中島克訓君） 分かりました。

それで、これを造った後、どのような効果、効果が出る地域というのですか、効果はどういうふうなものがあるかお知らせください。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 現在進めておりますのは、令和元年東日本台風の洪水、水害対策を県と国と一緒に進めているものでございまして、県のトンネルが完成した暁には、床上浸水の解消、そして今私たちが進めておりますのは、床下浸水を軽減させる目的で進めているものでございます。効果といたしましては、清水川に現在調節池を整備しているものでございますから、こちらの隣接しているところ、下流とか中心市街地の水害の軽減、川から溢水するものについての軽減を図れると考えております。

○委員長（大浦兼政君） 中島委員。

○委員（中島克訓君） 例えばどの地域ということも分かりますか。町内とか、そういうふうな。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 今整備しておりますのは箱森町ですので、この下流側になりますと、祝町とか富士見町とかにもかなり効果があるのではないかとこのところでございます。

○委員長（大浦兼政君） 大谷委員。

○委員（大谷好一君） 地域住民の皆様の安全安心のためにぜひとも早急に進めていただきたいと思います。ちょっと関連の質問になってしまうのですが、実施設計の時期なんかは検討されておられますか。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） この土地の買収が済み次第、速やかに詳細設計を予定しております。工事につきましては、その後、来年度予定するものでございます。

○委員長（大浦兼政君） よろしいですか。

では、関口委員。

○委員（関口孫一郎君） お世話になります。ちょっと私、この図面見ながらお聞きするのですが、16ページの。この太い線が清水川ということでよろしいのでしょうか、まずは。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） はい、そうでございます。

○委員長（大浦兼政君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 先ほどの説明だと、流域で洪水を調節するということではあるのですが、それからすれば納得はできるかなと思うのですが、この調節池が2か所になった理由、できれば効率的には1か所のほうがいいのかと思うのですが、その流域面積ということで2か所にしたのかなという思いはあるのですが、2か所になった理由をお答え願います。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 市内では清水川、今委員の質問の清水川2か所ということですが、実際こちら田んぼ、建物が無い、住宅地なのですが、宅地ではないところ、田んぼの休耕地とか、そういったところがちょうど川に隣接してあったものですから、そちらの地権者さんと協議の上、進めてきたところでございます。

○委員長（大浦兼政君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 空いている土地があったからということだと思うのですが、この後、工事等を考えれば、2か所よりは当然1か所のほうが工事単価という部分は下がってくるのかなと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 委員がおっしゃいましたとおり、1か所のほうがよろしいかと思うのですが、実際に2か所でもやっぱり、その水をためる面積がまだまだ足りないということから2か所を設置したものでございます。1か所ですと、やっぱり容量が足りないものですから。

以上でございます。

○委員長（大浦兼政君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 私、現場を理解していないものですから、場所がないからということ。この図面を見たときに私思ったのは、この上の、事業箇所の上の部分が、空き地の部分がもっとあるような感じがしたものですから、建物もなくて。ですから、できればこっち1か所にまとめてしま

ったほうがいろんな部分でいいのかなと思って聞いたわけなのですけれども。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 当然整備するのにおいては、先ほど申し上げましたとおり、少しでもためられるようなところを計画したいのですが、やっぱり地権者さんもいらっしやいまして、いろんな協議をさせてもらってきたところなのですけれども、なかなかまだ農家を続けたい、田んぼをやりたいとか、そういうことがあったものですから、今うちのほうでできる面積としましては、こちらの面積を整備するということに至った次第でございます。

○委員長（大浦兼政君） ほかに質疑はありませんか。

市村副委員長、お願いします。

○副委員長（市村 隆君） 先ほど下流の祝町と富士見町辺りをカバーするのだということでの説明があったと思うのですけれども、そのための、そもそもこの辺で土地を探してここにしたいというような受け止めでよろしいのでしょうか。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 今整備していますのは、清水川のほうの池なのですが、実際ちょっと旧赤津川とか東郷堀川、ほかの川についても同じように整備をしているものでございまして、こちらにつきましても空き地と言うと変ですけれども、そういった、少しでも浸水被害を軽減したいということから、こちらの流域を全体的に計画に入れまして、ではどこになるだろうということ、今回こちらに計画したものでございます。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） 分かりました。

それで、先ほど大谷委員への答弁で、これから実施設計に入ることですけれども、形としてはオープン型の調節池ということよろしいのでしょうか。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 今、ご存じのとおり、下都賀病院跡地のところで、2つあって1つ去年完成しまして、今年、今、反対側のところをやっているのですが、こちらも清水川沿線なのですけれども、こちらは地下貯留施設ですが、今回やっているのはオープン、先ほど委員がおっしゃいましたとおり、オープンの調節池を整備しているものでございます。こちら2池とも調節池をオープンで予定しております。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） 設計がこれからだから、そこまではまだ調査していないのかどうかはあれですけれども、ちなみにこの辺の水位って把握されていますか。高さを。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） こちらの清水川の川底が大体1メートルから1メー

トル20ぐらいの深さで現河川がなっているものですから、そこから自然流下で流すということになりますと、整備する池は1メートル程度の池になります。地下水につきましては、下都賀病院のほうなのですが、こちらもしっかり2メートルよりも、その時期にもよるのですが、1メートルちょっとで水が出るというふうなことで現場からは伺っております。

○委員長（大浦兼政君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） 省略の声がございますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第105号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第105号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、執行部の入替えを行います。少しお待ちください。ありがとうございます。

〔執行部退席〕

◎議案第113号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（大浦兼政君） 次に、日程第3、議案第113号 指定管理者の指定について（大平運動公園）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

瀬下公園緑地課長。

○公園緑地課長（瀬下敏行君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまご上程いただきました議案第113号 指定管理者の指定につきまして、議案書及び議案説明書に基づきご説明させていただきます。議案書は17ページ、議案説明書は26ページであります。

初めに、議案説明書でご説明させていただきますので、恐れ入りますが、26ページをお開きください。提案理由であります、大平運動公園の指定管理者に株式会社エイジェックススポーツマネジメントを指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。参照条文については、説

明を省略させていただきます。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、17ページをお開きください。指定管理者の指定についてであります。次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称につきましては、大平運動公園であります。

2、指定管理者に指定する団体につきましては、所在地、東京都千代田区丸の内一丁目11番1号、名称、株式会社エイジェックススポーツマネジメント、代表者、代表取締役、古後昌彦であります。

3、指定期間につきましては、令和7年4月1日から令和12年3月31日までであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（大浦兼政君） ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

福田委員。

○委員（福田裕司君） まず、この指定管理の応募者数についてお伺いしたいと思います。

○委員長（大浦兼政君） 瀬下公園緑地課長。

○公園緑地課長（瀬下敏行君） 応募者につきましては、このエイジェックのみ1者でございます。

○委員長（大浦兼政君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） そうしますと、従来スポーツネットか何かがやっていたと思うのですけれども、そこは応募がなかったということよろしいですね。

○委員長（大浦兼政君） 瀬下公園緑地課長。

○公園緑地課長（瀬下敏行君） 今回については、応募はございませんでした。

○委員長（大浦兼政君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） エイジェックさんについては、旧さくら球場なんかも手がけられて、それなりの評価はあるのではないかなと理解しているところなのですが、あとは民民の話になってしまうので、行政からというのはなかなか言いづらいところではないかなとは思っているのですが、例えば私なんか単純に思うのは、スポーツネットで経験者がいるわけですよね、これまでやってきた。ああいう引き継ぎのときに、エイジェックさんが悪いというのではなくて、未経験者よりはそういう経験者の雇用も含めて、今後の。そういった辺りの助言というのは行政のほうからはしづらいのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○委員長（大浦兼政君） 瀬下公園緑地課長。

○公園緑地課長（瀬下敏行君） 委員もおっしゃるとおり、今までスポーツネットのほうで業務委託、大平支所のほうから発注されまして、受付業務等を行ってきてもらっているところでございます。

うちのほうも業務委託等については、シルバーなんかに業務委託を出して、通年きれいな形で大平運動公園を管理していただいているところでございます。そういったことを踏まえると、やはり委員がおっしゃるように、慣れた方が継続して雇用されて、実際の現場を対応していくと、そういったことは一番いいのかなと私自身も思うところではございますが、やはり最終的には民民の話ということになりますので、その辺、シルバーであればこういうところもありますよ、スポーツネットもこういう状況で今までやってきましたよという、そういったお話はできるかと思いますが、実際に使ってくれとか、そういう話までは、踏み込んだところはちょっと難しいと思っております。

○委員長（大浦兼政君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 一番懸念したところは、逆に市民、利用する市民の方々が、替わったときにやっぱり変化点って出てしまうのかなと感じましたので、その辺配慮というか助言というか、何かちょっと、行政からこうしてくれというのは言えないと思うのです。これ決まれば、やっぱりエイジャックさんが主導権を持ってやる。社員さんもあると思うので、そうなるのは重々分かっているのですけれども、利用者の立場のこともちょっと配慮していただければいいのかなと感じたのですけれども。

以上です。

○委員長（大浦兼政君） 瀬下公園緑地課長。

○公園緑地課長（瀬下敏行君） 委員おっしゃるとおり、私どもも今までスポーツネットのほうでやっていたし、地元の皆様もそういった中でご利用されている。今度指定管理という形で対応する方が替わるわけでございますので、その辺は私たちも多少懸念する部分は持っております。ですが、やはり指定管理で頼む以上、その辺はスムーズに市民との対応ができるよう、私たちもできる範囲での指導はしていきたいと考えております。

○委員長（大浦兼政君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 指定管理というので変化はないと思うのですけれども、業務内容ですとか業務範囲ですとか、そういう具体的なところは全く変わらずという理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（大浦兼政君） 瀬下公園緑地課長。

○公園緑地課長（瀬下敏行君） 基本的な業務は変わりません。

○委員長（大浦兼政君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） すみません。今の福田委員のに関連なのですけれども、最近聞いた話で、ある自治体の話、栃木市ではなくて。やっぱり運動公園、サッカーをする場所をシルバーに任せてお願いしていたと。たまたまその担当になった方が非常に精通された方というか、かつて荒れていたサッカー場が、その方によって非常にいい状況になって、そこを利用するサッカーの団体が非常

に喜んでいただくと。ところが、何らかの理由で、個人的な理由でその方が辞められてしまったがために、またそのグラウンドが元に戻りつつあるというような話を聞きました。そうなってくると、やっぱり、例えば青少年育成とか、そこはそういうことをやっているのですけれども、障がい者のためのサッカーとか、そういうスポーツ教室になったときに、もちろんそこでやった場合にけがが出たりするということも懸念されますので、何かしらの基準というか、最高の状態に保つようなというように、指定管理者に言うことは難しいにしても、やっぱり安全安心を考えると、その辺も少し考慮されて、その項目の中に入れるというのも一つかなというふうに思ったので、一応発言させていただきました。

○委員長（大浦兼政君） 瀬下公園緑地課長。

○公園緑地課長（瀬下敏行君） 今現在の大平運動公園の状況、かなりきれいに整備されて、常にいい状態を保っていると私自身は感じておるところでございます。今後指定管理になって、やはり今のいい状況を、やはり委員がおっしゃるとおり、継続していただかないと、これは困る話になりますので、その辺は幾ら指定管理にお願いするということであっても、定期的に私どもの目で直接現地を見ますし、打合せ等も月1回は必ず指定管理のほうともやっていくような状況でございますので、お互いに情報交換なんかをしながら、常にいい状態で管理していただけるように私どもも指導はしてまいります。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第113号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第113号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

お疲れさまでございました。

ここで、執行部の入替えを行いますので、少しお待ちください。

◎議案第97号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（大浦兼政君） それでは、次に入ります。

日程第4、議案第97号 令和6年度栃木市一般会計補正予算（第7号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄の記載の金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

お願いいたします。

増山道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（増山輝之君） 引き続き、よろしくお願いいたします。

ただいまご上程いただきました議案第97号 令和6年度栃木市一般会計補正予算（第7号）のうち所管関係部分についてご説明いたします。

初めに、歳出から説明いたしますので、補正予算書54、55ページを御覧ください。2款1項16目諸費は、補正額5億5,955万1,000円の増額のうち所管関係部分は150万円の増額であります。説明欄一番下の国県支出金返還金（建築住宅課）につきましては、過年度分の相続財産管理制度に係る申立て予納金が全額市へ戻ることになり、国の空き家対策総合支援事業補助金の返還が生じたため、償還金を増額するものであります。

ページ飛びまして、84、85ページをお開きください。8款1項1目土木総務費は、補正額218万円の減額であります。説明欄の職員人件費につきましては、総務人事課所管となりますが、人事異動に伴い、当初見込んでおりました所属職員の役職に変更が生じたことによる差額を精査し、職員の共済費を補正するものであります。

次の会計年度任用職員人件費（建築住宅課）につきましては、会計年度任用職員の給与改定に伴う変動分を精査し、補正するものであります。

以下、職員人件費及び各課において計上しております会計年度任用職員人件費につきましては、同様の理由により職員の給与等を補正するものでありますので、以後の説明は省略させていただきます。

次のページを御覧ください。8款2項2目道路維持費は、補正額300万円の増額であります。説明欄の舗装修繕事業費につきましては、大平町北武井地内市道1001号線舗装修繕工事において、当初設計で計上していた舗装の厚みが当初より厚いことが判明したことにより、工法の変更及びアスファルト廃材の運搬、処分費を増嵩する必要性が生じたため、工事請負費を増額するものであります。

次に、3目道路新設改良費は、補正額2,780万円の増額であります。説明欄2つ目の市道1033号線交通安全施設整備事業費（栃木大宮町）につきましては、通学路の整備に当たり、継続して行っ

てきました地権者との用地交渉で同意が得られたことなどから、工事請負費を減額し、土地購入費及び補償金を増額するものであります。

次に、5目橋りょう新設改良費は、補正額1,439万9,000円の増額であります。説明欄の市道2098号線（両明橋）橋りょう整備事業費（大平榎本）につきましては、県が行う永野川災害改良復旧事業により架け替える市道橋の建設費の一部を市が負担するものであり、今年度工事の額が決定したことにより、負担金を増額するものであります。

1ページ飛びまして90、91ページを御覧ください。8款4項4目公園費は、補正額861万1,000円の増額であります。説明欄2つ目の大平運動公園管理費につきましては、第一多目的広場等の整備に使用している芝刈り兼用スポーツトラクタが故障し、修理も不可能であることから、新たに購入するため、備品購入費を増額するものであります。

次に、5目まちづくり事業費は、補正額10万7,000円の減額のうち職員人件費を除きますと59万3,000円の増額であります。説明欄2つ目のシェアサイクル事業費につきましては、当初の見込みよりも多く利用されていることから、シェアサイクルの利用に応じて生じるシステム使用料及び電動アシスト付自転車の予備バッテリーを追加購入するため、消耗品費を増額するものであります。

歳出につきましては、以上でございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。ページは戻りまして40、41ページを御覧ください。14款1項7目3節都市計画使用料の補正額は102万3,000円の増額であります。説明欄、シェアサイクル使用料につきましては、シェアサイクルの利用の増加により、使用料を増額するものです。

次のページを御覧ください。15款2項4目1節道路橋りょう費補助金の補正額は2,237万7,000円の増額であります。説明欄、防災・安全交付金（子どもたちの安全・安心を確保する通学路整備）及び社会資本整備総合交付金（拠点間の連携・交流を支えるとちぎの道づくり）につきましては、国の交付決定額に合わせまして増額するものです。

1ページ飛びまして46、47ページを御覧ください。ページ一番下、21款4項4目2節雑入の補正額320万1,000円の増額のうち所管関係部分は300万円の増額であります。説明欄は、次のページを御覧ください。県営住宅敷地転貸料等（建築住宅課）につきましては、過年度分の相続財産管理制度に係る申立て予納金が全額市へ戻ることになったため、増額するものであります。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、繰越明許費についてご説明いたします。ページは戻りまして9ページをお開きください。2つ目の8款3項河川費、雨水・浸水対策事業につきましては、調節池の工事に伴う既存河川の改修工事は、渇水期でなければ施工ができないことから、発注時期の調整及び標準工期の確保が必要であるため、工事請負費を繰り越すものであります。

また、調節池の業務委託等に際し、関係者との調整に不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めないことから、委託料も繰り越すものであります。

続きまして、債務負担行為補正の追加についてご説明いたしますので、次のページを御覧ください。11ページ、2つ目、令和6年度大平運動公園管理運営委託（指定管理者制度）につきましては、大平運動公園の管理運営について指定管理者に委託するものであり、限度額は2億3,127万円で、令和7年度から令和11年度を期間とした債務負担行為を追加するものであります。

次の令和6年度つがの里複合機賃借につきましては、ふるさとセンターにおいて再リースにより設置している複合機を令和7年度も継続して使用するに当たり、契約を前年度中に締結する必要があるため、令和7年度を期間とした債務負担行為を追加するものであります。

次の令和6年度栃木市総合運動公園陸上競技場第2種公認検定品賃借につきましては、陸上競技場において再リースにより使用している第2種公認検定品を令和7年度も継続して使用するに当たり、契約を前年度中に締結する必要があるため、令和7年度を期間とした債務負担行為を追加するものであります。

続きまして、債務負担行為補正の変更についてご説明いたします。次のページを御覧ください。令和6年度シェアサイクル運営業務システム等使用につきましては、シェアサイクルの利用の増加により、利用に応じて生じるシステム使用料の見込額を変更する必要があることから、限度額を増額するものであります。

以上で一般会計補正予算（所管関係部分）の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（大浦兼政君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、予算書のページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） すみません。ちょっともう一度ご説明をお願いします。

55ページ、国県支出金返還金（建築住宅課）150万円、これについて、すみません、もう一度お願いします。

○委員長（大浦兼政君） 田村建築住宅課長。

○建築住宅課長（田村浩一君） お答えいたします。

こちらの国県支出金返還金150万円でございますが、空き家の相続財産管理制度を過年度、これ令和4年度になりますが、その際に予納金300万円を家庭裁判所に納めました。その300万円のうち、

国のほうから半分、2分の1補助という形になりますので、こちらに記載の150万円が国のほうに返さなくてはならない。要するに回収ができたので令和4年度に300万円のうち半分の国費のほうから入れた分を回収ができたので150万円今度は国のほうに返し入れるということでの返還金でございます。

以上でございます。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） こういうのって毎年ある話なのですか。

○委員長（大浦兼政君） 田村建築住宅課長。

○建築住宅課長（田村浩一君） 毎年ということではなくて、例えば相続財産の管理制度を使いまして例えば財産の清算とか、そういったものを行う際に、行った場合に、国のほうからこういった半分補助ができるという制度になっておりますので、そういった案件があった際に、こういった制度を活用するというふうな、そういうふうなものでございます。

以上でございます。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） もう一点、49ページ、県営住宅敷地転貸料等300万円、この予納金というのも似たような中身なのでしょうか。

○委員長（大浦兼政君） 田村建築住宅課長。

○建築住宅課長（田村浩一君） こちらが実は先ほど国のほうに返し入れる150万円の大本の予納金の300万円という部分でございます。こちら令和4年度に家庭裁判所に相続財産管理人制度を使いまして予納金を納めて財産の清算を行ったという部分でございます。

以上でございます。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） すみません。そうすると、先ほどの150万円というのが歳入でしたか、予納してあれですね、使ったので戻したということですね。

○委員長（大浦兼政君） 田村建築住宅課長。

○建築住宅課長（田村浩一君） 300万円を使いまして、国のほうに150万円返し入れると、返還するというものでございます。

○委員長（大浦兼政君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第97号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第97号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（大浦兼政君） 以上で、当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成につきましては、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもちまして建設常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

（午前10時58分）